

◇復権令（政令第一三一号）（法務省）

- 1 一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年一〇月二二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復することとした。（本則関係）
- 2 この政令は、令和元年一〇月二二日から施行することとした。